

実施協定書

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「甲」という。）と＜受入れ機関名称＞（以下「乙」という。）は、「日本・アジア青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプラン）」（以下「交流事業」という。）の実施について、次のとおり実施協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「業務計画書」とは、乙が交流事業において実施する具体的な内容、スケジュール、概算費用等を取りまとめ、甲が承認した計画書（その後の変更を含む。）の総称をいう。
- (2) 「実施主担当者」とは、受入れ機関に所属し、業務計画の実施や報告を中心的に行う者をいう。
- (3) 「招へい者」とは、乙が招へいする交流事業の参加者を指し、引率者および乙等の資金による参加者を含む。
- (4) 「実施期間」とは、本協定に基づいてアジアを中心とする地域の青少年を招へいする際の招へい者の来日から離日までの期間（その間に本協定を中止若しくは解除したときは中止若しくは解除の日）をいう。
- (5) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。

ア 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

イ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作権（第 21 条から第 28 条に規定するすべての権利を含む。）並びに外国における当該著作権に相当する権利

ウ 上記ア及びイに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議のうえ、特に指定するものを使用する権利

（交流事業の目的・内容）

第2条 乙は、アジアを中心とする地域の青少年の日本の先端的な科学技術への関心を高め、科学技術の分野で交流を深める機会を提供するために、以下の内容の業

務（以下「本件業務」という。）を実施する。

(1) 業務の題目

「2019年度「日本・アジア青少年サイエンス交流事業(さくらサイエンスプラン)」
実施業務（受入れ機関名称）」・（Aコース：科学技術体験コース、Bコース：共
同研究活動コース、Cコース：科学技術研修コース）（受付番号）

(2) 実施主担当者：＜所属・職名・氏名＞

(3) 業務の内容：別添業務計画書のとおり

(4) 協定期間：平成31/令和元年〇月〇日から令和2年3月16日まで

(費用の負担)

第3条 甲は、乙に対し、金〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税額〇〇円※税率〇%）
の範囲内において本件業務の乙による実施のための費用（以下「負担対象費用」と
いう。）を負担するものとする。

2 乙は、業務計画書に記載された経費の区分に基づき、本件業務の遂行上必要に応じ、負担対象費用を使用するものとする。

3 乙は、本協定のほか、甲が別に定める事務処理要領（以下「本要領」という。）に
従って本件業務を実施することとする。ただし、本協定と本要領等の規定に齟齬
がある場合、本協定の規定が優先するものとする。

(法令等の遵守)

第4条 乙は、負担対象費用の原資が公的資金であることを十分認識し、本件業務の
実施にあたっては、関係する法令等を遵守するとともに効率的に実施するよう努
めなければならない。また、乙は、招へい者に対しても、法令等を遵守するよう求
めるものとする。

(事故・トラブル等への対応)

第5条 乙は、本件業務の実施において、事故・トラブル等が発生し、招へい者を含
む第三者に損害が生じたときは、乙の責任でこれを解決するものとする。また、乙
は、速やかに事故・トラブル等や損害の状況を甲に対して事故報告書により報告
しなければならない。

(第三者による本件業務の実施)

第6条 乙は、第三者に対し、本件業務の一部又は全部を実施させてはならない。た
だし、乙があらかじめ理由書を甲に提出し、甲が承認したときは、この限りではな
い（以下、当該第三者を「業務請負者」という。）。

2 乙は、業務請負者の行為について、すべての責任を負わなければならない。

(帳簿等の整理)

第7条 乙は、負担対象費用の経理状況を明らかにするため、本件業務に関する帳簿

を備え、支出額を費目ごと、種別ごとに区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、本件業務が完了した日又は第 17 条に規定する本協定の解除日の属する会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間をいう。以下同じ。）の翌会計年度の 4 月 1 日から 5 年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

（計画の変更等）

第 8 条 乙は、業務計画書を変更しようとする場合（第 2 項に規定する場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に報告しなければならない。また、甲の要求があるときは、業務変更承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

- （1）「業務の内容」に関する変更をしようとするとき。
 - （2）業務計画書の「6）負担対象費用（経費の区分）」における費目と費目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの費目の額が 3 割（その費目の 3 割に当る額が 50 万円以下の場合 50 万円）を超えて増減する変更をしようとするとき（但し、一般管理費とその他の費目の相互の流用、渡航費からその他の費目への流用はできない。）。
- 2 乙は、本件業務を中止しようとする場合は、業務中止承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前二項の承認をするときは、条件を付することができる。

（業務状況報告）

第 9 条 乙は、甲の要求があるときは、本件業務の進捗状況について甲に報告しなければならない。

（負担対象費用の実績報告）

第 10 条 乙は、実施期間の満了（本協定の中止若しくは解除した場合を含む。以下同じ。）した日から 30 日を経過する日又は当該会計年度の 3 月 23 日のいずれか早い日までに、別途甲が定める様式による負担対象費用実績報告書を甲に対し提出しなければならない。

（調査及び業務完了の確認）

第 11 条 甲は、前条の規定に基づく負担対象費用実績報告書の提出を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、本件業務が本協定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、本件業務の完了を確認する。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、本件業務の進捗状況及び負担対象費用の使用状況について調査する必要があると認めるときは、乙にその報告をさせ、甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、本件業務にかかる進捗状況及び帳簿、書類その他必要な物件等を調査することができる。

3 乙は、前二項の調査に協力しなければならない。

(負担対象費用の支払い)

第 12 条 乙は、別途甲が指定する負担対象費用の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。

2 甲は、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された負担対象費用の請求額を乙に支払うものとする。

(負担対象費用の確定)

第 13 条 甲は、負担対象費用実績報告書及び本要領で指定する関連書類を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めたときは、第 3 条に定める負担対象費用の金額（本協定締結後に負担対象費用が変更となった場合はその金額）と本件業務の実施に要した経費の額のうち適切と認めた額とのいずれか低い金額を、甲が支払うべき負担対象費用の額として確定する。

2 乙は、既に支払を受けた金額が前項の甲が支払うべき負担対象費用の額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い返還するものとする。

3 甲は、乙の本協定に基づく経理につき確認が必要であると認められる場合、乙に通知の上、本件業務の経理について調査することができる。乙は、係る調査に関し、甲が必要とする協力を行うものとする。

4 額の確定日の消費税率が本協定の税率と異なる場合には、甲は本協定の税率によらず、額の確定日の消費税率で負担対象費用を支払うものとする。

(成果報告)

第 14 条 乙は、成果報告として本要領に従い、終了報告書（招へい者修了報告書を含む。）を甲に提出しなければならない。

(取得物品の帰属等)

第 15 条 乙が本件業務を実施するため負担対象費用により取得した物品等の所有権は、乙に帰属するものとする。

(知的財産権の取扱)

第 16 条 乙は、本件業務の実施期間中に知的財産権が発生した場合には、速やかに甲に報告するものとする。

(解除)

第 17 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、本協定を解除することができるものとし、また、乙に対し、既に支払った負担対象費用の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 乙が本協定に違反したとき。

(2) 乙が本協定の締結にあたり不正の申し立てをし、又は本件業務の実施において

乙若しくは業務請負者が不正若しくは不当な行為（以下「不正行為等」と総称する。）を行ったとき。

- (3) 甲が第8条第2項に基づく業務中止の申請を承認したとき。
- (4) 乙が第18条第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 乙について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合。
- (6) 乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合。
- (7) 乙が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合。
- (8) その他本件業務の継続が困難と甲が合理的に判断したとき。

(反社会的勢力の排除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる時は、何らの催告を要せず本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (3) 乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本協定履行のために使用する委任先（業務請負者）その他の第三者が前二号のいずれかに該当すること。

2 甲は、乙が本協定の履行に関連して次の各号のいずれかに該当したときは、別段の催告を要せず本協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- (2) 乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
- (3) 乙が、第三者をして前二号のいずれかの行為を行わせること。
- (4) 乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- (5) 乙の親会社、子会社又は本協定履行のために使用する委任先が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。

3 乙は、前二項各号の規定により本協定を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。

4 乙は、第一項及び第二項の各号の規定により本協定が解除された場合には、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期日までに支払わなければならない。

5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、

甲がその超過分の損害について乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 19 条 乙は反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(不正行為等に対する措置)

第 20 条 甲は、乙が、不正行為等をした疑いがあると認められる場合は、乙に対して調査を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けたときには、その調査の結果を書面により、甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告を受け、不正行為等の有無及びその内容を精査するにあたり、必要があると認める場合は、乙に対し、通告のうえ、乙の施設等に立ち入り、調査をすることができる。この場合、乙は、甲による施設等への立ち入り及び調査に協力しなければならない。
- 4 甲は、不正行為等の事実が確認できたときは、不正行為等を行った者の氏名及び不正行為等の内容を公表することができる。
- 5 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

(延滞金及び加算金)

第 21 条 乙は、本協定に基づき甲に負担対象費用の全部又は一部を返還するにあたり、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から起算して納入をした日までの日数に応じ、年利 5 パーセントの割合により計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず第 17 条第 1 項第 1 号から第 8 号までのいずれかの事由があった場合、乙は、返還されるべき負担対象費用を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納入した日までの日数に応じ、年利 5 パーセントの割合により計算した加算金を甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第 22 条 甲及び乙は、本件業務の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報（以下「秘密情報」という。）について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。

- 2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項

及び第2項の規定は適用しない。

- (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
 - (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
- 4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。
- 5 乙は、招へい者を含む本件業務に従事又は関与する者が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。
- 6 本条の効力は実施期間終了後5年間存続するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第23条 甲及び乙は、本件業務の実施にあたり取得した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。以下「当該個人情報」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 甲及び乙は、当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法令及びガイドライン等を遵守しなければならない。

(その他の事項)

- 第24条 本協定に定める事項のほか、乙は、甲が別に定める本件業務の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。
- 2 本協定のいずれの当事者も、本協定上の地位及びこれに基づく権利義務の一切について、相手方の事前承諾なくして第三者に譲渡してはならない。
- 3 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。
- 4 本協定に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 5 本協定及び本件業務にかかる文書等は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づいて処理するものとする。

上記の契約の証として本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲、乙1通を保有するものとする。

平成 31/令和元年〇月〇日

甲 東京都千代田区四番町5番地3
国立研究開発法人科学技術振興機構
分任契約担当者
中国総合研究・さくらサイエンスセンター
さくらサイエンス交流事業推進室長
黒木 慎一

乙 〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
<受入れ機関名>
<役職> <氏名>